

令和2年度最高裁判所総合評価審査委員会（第5回） 議事概要 （案）

開催日及び場所	令和3年3月4日（木）最高裁判所他
委員	<p>委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授）</p> <p>委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授）</p> <p>伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）</p> <p>伊藤肇（経理局営繕課首席技官）</p> <p>藤田耕一郎（同 次席技官）</p>
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

(別添)

1 令和2年度(上半期)の総合評価落札方式の発注状況について(報告事項)

- (1) 概要及び分析結果を説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

低入札の案件が多くある一方で、不調・不落の案件も少なくなく、二極化している状況が見える。

【事務局】

現場の実感としても、応札が集中する案件とそうではない案件に分かれる傾向が強かったという印象である。

【委員】

了解した。

【事務局】

東京高裁の契約率、入札参加者が他高裁に比して低い理由を分析すると、困障改修工事などの工事規模が小さく参加者が集まりにくい工事が多かったこと、工事場所が島など遠方で地元業者に絞られてしまい参加者が入りにくい案件が複数あったこと、またコロナの影響で発注スケジュールが先送りとなったことで工期が短くなり業者から敬遠されたことなどが理由として考えられる。

【委員】

今後も改修工事は増えていくだろうと思うので、契約率向上や入札参加者僅少対策のために然るべき工夫を考えていかなければならないと思う。

2 令和3年度総合評価落札方式及びプロポーザル方式の実施方針等について

- (1) 実施方針、工事ガイドライン、業務ガイドラインの改定部分の概要を説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

施工体制確認型のフロー図中、施工体制確認の対象工事となる工事価格と特別重点調査の組入率の設定を国交省(関東地方整備局)と異にする点については、今後も年度ごとに、一年間の経過等も見て、必要な改善を検討していくという理解でよろしいか。

【事務局】

そのように考えている。

3 令和3年度における競争参加資格の設定について

1 令和3年度本予算案件 競争参加資格設定要領について

- (1) 概要について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

競争参加資格における等級区分を緩和し、応札できる工事の範囲を広げたことで、特に問題が発生したことはないのか。今後、コロナの状況にもよるが、この緩和をある程度続けていくかどうかについては、どのように考えているのか。

【事務局】

特に問題が生じたとは考えていない。

なお、あくまで現在の取扱いは、新型コロナウイルス感染症下においても円滑な発注を図るために一時的に講じている対策という位置付けであるため、コロナの状況によっては従来の取扱いに戻すこともあると考えられ、いずれウィズコロナ、アフターコロナの状況や国交省の動向を見ながら判断していくことになる。

【委員】

了解した。

4 令和3年度の審査対象案件の抽出について

- (1) 概要を説明
- (2) 委員からの意見は以下のとおり

【委員】

議事については了解であるが、審議案件についての第三者性を高める目的で、委員による案件抽出について、今後検討の余地があればお願いしたい。

【事務局】

発注スケジュールの関係などで難しい面もあるが、契約後の案件であれば可能となる部分はある。案件の評価に委員会の意見を反映させることを考えると開催時期については慎重に考える必要があり、今後も議論させていただきたい。

【委員】

了解した。事務局としてスケジュールの関係や、事前に審議を求めたい案件があることは理解した。委員会の第三者性の確保も重要となるため、契約後の評価についても委員が行うというハイブリットはあるかと思う。

5 令和2年度審査対象案件の経過報告について（報告事項）

- (1) 概要を報告
- (2) 委員からの意見はなし

6 （工事）評価項目の設定について

1 大阪高地簡裁庁舎耐震改修2期工事の評価項目の設定について

- (1) 工事概要及び評価項目の選定理由を説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

本工事を1期工事と2期工事に分けた理由は何か。

【事務局】

この工事は国庫債務負担行為での予算において準備している。国庫債務負担行為は財政法上最長で5年となっており、その範囲の中で一つの工事を設定している経緯である。

【委員】

1期工事と2期工事に同じ評価項目を設定することについて、1期工事の発注が二、三年前であるため、技術的な発展はあまり期待できないとすると、提案される内容もそれほど変わらないのではないか。

【事務局】

御指摘のとおり、1期工事の発注時から二、三年の経過であるので、大きな技術の変化は期待できないと考えられるところではあるが、新しい提案が求められないとも考えていない。

【委員】

1期工事と同じ評価項目とすることについて、現受注者に有利に働くなどといったあらぬ誤解を招く可能性を考慮すると、別の評価項目にするなどの配慮は必要ではないか。

【委員】

1期工事と同じ評価項目とした場合に、提出された提案内容も1期工事のものと全く同じだった場合を想定すると、発注者としてどのような評価とするのか不明である。

【委員】

1期工事と同じ評価項目とすると、1期工事の受注者は前の技術提案内容をそのまま提出すればよいことになり、著しく優位とならないか憂慮する。

【事務局】

委員の意見を踏まえて、より公平性を高めた姿で競が行われることを念頭に置いて評価項目の選定について、更に慎重に検討したい。

(3) 再検討した評価項目の選定理由を説明

(4) 委員からの主な意見は以下のとおり

【事務局】

性能・機能についての技術提案については、別の耐震要素の評価項目を選定した。理由は、耐震要素が1期工事と同じであれば、1期工事と同様の提案はなされないとしても、類似性の高い提案は提出される可能性があると考えたからである。

【委員】

了解した。

【事務局】

工事全般の施工計画については、1期工事の結果を踏まえた評価項目を選定した。理由は2期工事においては1期工事で生じた特有の不具合事情の解消に着目した提案を求めることが相当と考えたからである。

【委員】

了解した。

(議事終了)